

議案第 38 号

和解及び損害賠償額の決定について

和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

1 相手方 南風原町字宮平

2 事故の概要 平成 26 年 7 月 8 日（火）午後 7 時 00 分頃、字宮平
相手方自宅において、町が管理する車両通行規制用看板が強風
により飛ばされ、相手方自宅 1 階窓ガラスを損傷させた。

3 損害賠償額 1, 208, 000 円

平成 27 年 6 月 19 日提出

南風原町長 城間俊安

提案理由

上記事故について、和解し損害賠償の額を決定したいので提案する。